

[illegible]

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、特別徴収に切り替える分の納付書(原本)を添付してください。）
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※特別徴収への切替は、2 か月程度の余裕を持って行ってください（区市町村ごとに通知の発送期日が異なるため）。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。
4. 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データによる受取を希望している場合は、受給者番号の記載がないと電子データによる送付ができません。受給者番号が確認できない場合は、書面にて送付させていただきますのでご了承ください。

※区市町村記入欄

／ 税額 TEL

普徴納付書

回収・未回収（口座あり・なし）

(期 ~ 期・全期・隨時)